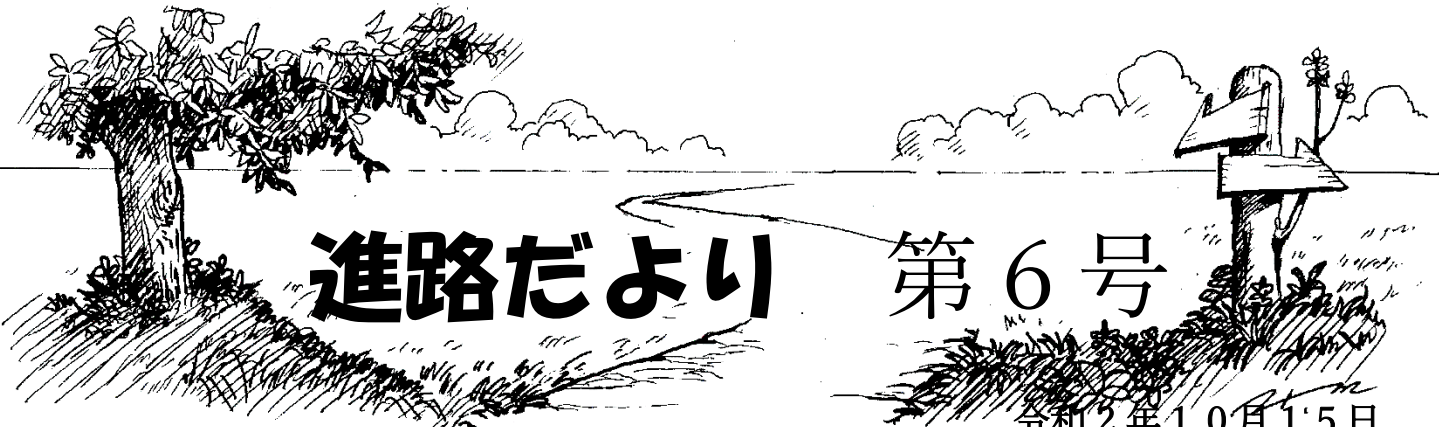




進路だより 第6号

令和2年10月15日

「卒業後の進路に向けての手続き」について

9月の実習を終えた10月は各学年において進路を決める、あるいは方向を決める大切な月になります。特に3年生にとっては卒業後の進路の手続きが始まる大変重要な時期に入ります。学校も家庭も一つ一つの手続きを確実に行わなければいけない1ヶ月といえると思います。

そこで今回は、3年次の「福祉就労」「一般就労」それぞれ希望の進路が実現するまでの流れを説明します。1、2年生の保護者も、3年次の10月以降の流れを参考にしてください。

「卒業後の進路として一般就労を希望する場合」の流れ

1 「9月の実習で口頭で就職の内諾がもらえた場合」

- ① 学校指定の求人票を会社から出してもらいます。(例年は6月1日以降)(手続きは学校)
- ② その求人票を本人、保護者が見て内容と応募の意思を確認します。(本人、保護者)
- ③ 応募の意思が確認できたら書類を整えて応募をします。(例年は9月5日以降、今年は10月5日以降)(手続きは学校)
- ④ 会社が書類を確認して面接などの選考があります。(日時、選考方法、参加者等は学校から保護者に連絡します)(例年は9月16日以降、今年は10月16日以降)
- ⑤ 選考に通ると内定通知書が学校と本人宛に届きます。その後の入社の手続きは学校を通して案内が来る場合と直接本人に案内が来る場合とあります。ご家庭に案内が届いたときに不明な点などがありましたら学校に連絡してください。
- ⑥ 一般就労する生徒は卒業後の就労(4月1日の入社が多いです)に向けて2/8～19日に就業前研修を行います。内容は就業体験実習と同じです。

2 「実習先から内諾がもらえなかった場合」

- ① 卒業までにお世話になれる会社が見つからないこともありますので施設の利用申請をしておいた方がいいと思います。裏面を参考にしてください。その上で一般就労に向けての「期間外実習」や「追加実習」をします。そこで内諾がもらえたら上記の1①～⑥の流れになります。

※福祉サービス事業所等の施設に行くと、就職と遠ざかってしまうと思いがちですが「就労移行」というサービスでは2年以内の就職を目指して訓練や実習をしてくれます。前高特の一般就労した卒業生の中には福祉サービス事業所の「就労移行」のサービスを経て就職した方が多くいます。また就労継続A型、B型であっても希望に応じて就職活動をするところもあります。

「卒業後の進路として福祉就労を希望する場合」の流れ

11月10日までにお住まいの市町村の福祉課に施設の利用申請をします。11月10日までに利用申請すれば施設の利用は先着順にはなりません。11月10日でいったん締め切りがありそこまで希望のあった方たちの中で利用の順位が決められます。11月11日以降に利用申請した方はその順番の後につくことになります。

福祉サービス事業所の利用希望は第3希望まで出すことができます。そのほかに地域活動支援センターの希望も出すことができます。9月28日に配付した「障害者福祉制度のごあんない」のP57～P71を参考にしてください。基本的に利用希望を出すには希望の福祉サービス事業所で実習をしていることが望ましいとされています。少なくとも見学が必要となります。

希望した施設が卒業後すぐに利用可能なのか、利用の順番待ちをするのかは12月中下頃に市町村の福祉課から連絡があるかと思います。

利用申請と同時に「相談支援事業所」にサービス利用計画を立ててもらふことになります。サービス利用計画を立てる時期は就職活動をしていない場合と就職活動をしている場合とで変わってくると思いますのでよく福祉課と相談していただければと思います。福祉課と相談する中で不明な点がありましたら学校にお問い合わせください。

サービス利用計画を立てる相談支援事業所は先着順になる可能性があります。



卒業生の就業体験の様子を絵にした作品を紹介します。ホームページではカラーでご覧いただけます。色調が魅力的な作品なのでぜひカラーでも見てください。